

大津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告及びこれに添えた意見を、同条第9項及び第10項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月29日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

1 監査の期間

令和2年10月1日から令和3年3月10日まで

2 監査執行対象機関及び監査執行年月日

健康保険部ほか10部局（別表のとおり）

3 監査の実施

大津市監査基準（令和2年監査委員告示第6号）に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。監査の実施に当たっては、財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着目して、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

前項のとおり監査した限り、以下に指摘するように一部不適正なものも見られたが、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

以下の項目については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行などには留意されたい。

(1) 大津市国民健康保険葛川診療所における収入処理について（健康保険部保険年金課）

葛川診療所では診療報酬の一部負担金等の収入について、納付書を作成し金融機関にて収納されている。しかし、納付書の年度の記載誤りにより、令和2年3月31日診療分が令和2年度の収入として、令和2年4月7日診療分が令和元年度の収入として、誤った調定及び入金がされていた。また、令和2年6月2日診療分の2,960円については、現金出納簿は正しく記載されていたが、納付書には2,690円と誤った記載をしたことにより、差額270円の現金が当該診療所内に残されたままとなっていた。

これらはいずれも、当年度の定期監査により発見されたものであり、現金出納簿と歳入整理簿等を突合することにより、防ぐことができた事務処理誤りである。

当該診療所では、公金の取扱い誤りが短期間で複数発生し、現金出納簿の差引残高と保管現金とが一致していないことを長期間把握されていなかった。

については、公金に対する取扱いの重要性を再認識するとともに、収入処理のチェック体制を見直し、適正な公金管理の徹底を図られたい。

(2) 自治連合会、自治会等運営費補助金の交付確定事務について（総務部管財課）

令和元年度の定期監査の結果、財産区が存する区域の自治連合会、自治会等に対する地区住民の福祉の増進を目的とした運営費補助金の交付事務において、補助事業者の実績報告書への証憑書類の未添付や、財産区が行う補助金額の確定手続における不備が見受けられたため、事務の改善、見直しを求めている。それに対して、証憑書類についてはチェックシートの活用や複数人での確認を行うとともに、事務手続の進捗状況の把握を徹底して行うとされたところである。

今年度は、その後の事務の見直しの進捗について確認したところ、証憑書類の整理状況については概ね改善が図られていたものの、補助金額の確定手続については出納整理期間を経過した令和2年10月に手続がなされ事務が遅滞しているものが見受けられた。

今後は、事務執行の在り方を再度検討し、補助事業者へ周知を図りながら、迅速かつ適正な補助金交付事務の執行に努められたい。

(3) 行政財産使用料の徴収事務について（総務部管財課）

令和元年度の定期監査の結果、道路建設課が所管する行政財産の目的外使用許可に基づき徴収した行政財産に係る使用料について、大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）に定める金額よりも過大又は過少に徴収していたため、徴収事務の改善を求めている。これに対して、大津市の行政財産を総括する管財課が全庁的に調査した結果に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間に発生した案件については、早期に還付又は追加徴収を行うとされたところである。

今年度は、その後の事務の改善状況について確認したところ、同条例に定める金額に基づく徴収が行われ

ていたものの、過年度に徴収した使用料のうち過不足が生じているものについては是正が行われていないことが明らかとなった。

管財課は、道路建設課における適正を欠いた行政財産に係る使用料の徴収事例を踏まえ、全庁的に調査し、過年度の過不足金に対する是正措置について令和2年11月25日に全庁向けの通知を行い、行政財産を所管する課に対し適正な事務執行を促したが、時効の起算点等、事務執行に当たっての必要な留意事項が十分に記されていないため、是正が行われなかった結果、一部の債権については、時効が完成したものが見受けられることとなった。このことから、令和元年度において過大又は過少に徴収していたことが判明した時点で早急に、より詳細な留意事項を示した通知を発出し、関係各課に対して適正な事務執行を促す必要があった。

今後は、公平性と公正性の確保の観点から、行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収について、同条例に基づき適確な事務執行の徹底を図られたい。

(4) 大津市職員倫理条例に係る運用状況の公表について（総務部人事課）

職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として大津市職員倫理条例（平成27年条例第2号）が制定されている。

利害関係者と共に飲食をする場合の届出等、職務に係る倫理の保持に関する状況などについては同条例第14条の規定により毎年運用状況を公表しなければならないが、平成30年度分以降、公表がなされていなかった。職員の行動規範を定める同条例の規定については、職員の分限及び懲戒を所管する人事課においては特に遵守すべきであると考えられる。

については、同条例制定の背景、目的及び内容を再度確認の上、条例に定める手続を適正に行うことにより、職務の執行における透明性を高め、市民の信頼確保に努められたい。

(5) 規則等の改正に係る事務手続の迅速化について（総務部人事課）

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）は市長の権限に属する事務を処理するため、必要な組織を定めるとともに、事務の分掌を明確にし、もって事務の能率的な遂行を図ることを目的としている。また、大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）は市長の権限に属する事務の決裁手続及び職員の職務権限を定めることにより、行政事務の組織的かつ能動的な運営と事務遂行上における責任体制の確立を図ることを目的としている。

組織、機構再編等に伴う当該規則等（大津市行政組織規則及び大津市事務決裁規程をいう。以下この号において同じ。）の改正に当たっては、事務処理を円滑に執行するため、人事課が取りまとめた関係課から資料を徴取し、改正手続が行われている。

令和2年4月1日に施行された当該規則等の改正において、事務決裁規程については、その改正を職員に通知し、共通事務処理システムへ反映されたのは規程改正後6か月を経過していたことから、職員は改正内容を認識できないまま各種業務を進めることとなった。また、同様の規程を有する他機関においても人事課の通知や共通事務処理システムへの反映と時期を合わせて事務処理を進めているため、結果として他機関の事務処理にも影響を及ぼすこととなった。加えて、当該規則等の改正内容についての例規集への反映も大幅に遅延していた。

については、各種業務の円滑な遂行に資するよう、また、遅滞なく最新の例規情報を市民に提供できるよう、迅速かつ適正な事務手続が進められることを望むものである。

(6) 職員カウンセリング業務委託（令和元年度）に係る契約事務について（総務部人事課職員支援室）

職員カウンセリングの委託業務については、新規採用職員及び健康診断結果において健康管理医が必要と認められた者等を対象として実施されており、カウンセラーによるカウンセリング業務1件（1時間以内）につき6,000円を支払い、カウンセリングのキャンセル時間を利用して実施されるカウンセラーと職員支援室に所属している保健師とのカンファレンスもカウンセリング業務と同額を委託料として支払われている。

しかし、当該カンファレンスは、委託契約書中にその実施について明記されておらず、カンファレンスの実施状況が分かる記録も作成していなかった。また、受託者から提出があった業務実施報告書の十分な確認を行っていなかったため、令和2年3月分の請求金額に含まれていた当年度実施のカンファレンス7回のうち2回は、令和元年8月に実施したものであるが、当該月に適用される消費税等の率は8%であるところ、10%で計算した額を支出していた。

については、委託契約書中において、カンファレンスの取扱いを明確に規定するとともに、適切に実施結果を記録し、完了検査を行うことにより、委託契約事務の適正な執行に努められたい。

(7) 都市公園の占用等の許可及び収入事務の遅延について（都市計画部公園緑地課）

公園緑地課の所管する事務のうち、次に掲げる事務の執行において、大幅な遅延が認められた。

これは、同課の事務量が多く、かつ、時期的に大きな偏りがあることが原因の一つと考えられることから、事務の執行体制の検討を含め、適正な事務処理を行えるよう、業務の改善に努められたい。

ア 都市公園の占用等の許可と行政財産の目的外使用の許可の事務

同課は、都市公園については都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき公園管理者以外の者の公園施設の設置等や占用に対して、その他の行政財産については地方自治法に基づき目的外使用に対して許可を行っている。

令和2年3月31日で許可の期間が終了し、同年4月に直ちに更新手続きが必要なものの約150件のうち30件が、同年10月31日の時点で更新できていなかった。

イ 公有財産の使用料に係る収入事務

アの許可に当たっては、都市公園は天津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）に基づき、その他の行政財産は天津市行政財産使用料条例に基づき、使用料が免除される場合を除いて、使用料を徴収している。

令和元年度以前から許可をしており、令和2年度も使用料を徴収すべきものについては、令和2年4月以降、早期に調定し、請求手続きをすべきであるが、その大半が同年11月から同年12月までに行われていた。また、令和3年2月1日の時点で、調定及び請求手続きができていないものが3件あった。

ウ 指定管理の自主事業収入に係る収入事務

同課において7件の指定管理を実施しており、それぞれの施設の管理に関する協定において自主事業収入の5%を天津市に支払う旨を定めている。協定では、1年を一定の期間に区分し、各期間終了後20日以内に報告書の提出を受けることになっており、これに基づいて調定し、請求手続きを行っている。

この事務の中に、平成31年3月分の事業収入に係る納付金を令和2年5月に請求し、収入しているものがあつた。このほか、調定までに数か月を要したものが複数あつた。

(8) 都市公園使用料の徴収事務について（都市計画部公園緑地課）

都市公園の使用を許可した場合、天津市都市公園条例に基づき、使用料を徴収している。

同条例第9条第2項において、使用料は原則として前納しなければならないと定めているが、特別の理由がないにもかかわらず、使用許可日から一定期間経過した日を納付期限として設定したため、結果として令和2年12月17日現在、3件86,284円が収入未済となっている。

については、当該条例の適切な適用と徴収事務の処理方法について改善を図りたい。

(9) 病児保育事業費補助金の過払いについて（福祉子ども部保育幼稚園課）

児童の福祉の増進を図ることを目的に、病児保育事業に要する経費に対して補助金を交付しており、令和元年度においては6の補助対象者に対して補助金が交付された。

天津市病児保育事業費補助金交付要綱によると、運営費に係る補助金の額は、施設又は事業所1か所当たりの年間延べ利用児童数の区分に応じて定める額に5,007,000円を加算し、さらに利用者負担金を免除し、又は減額した場合は、それぞれの区分に応じて定める額を加算した額とされている。しかし、1の補助事業者において減免分の加算額の計算に誤りがあり、3,400円の過払いが生じていた。

これは、事務担当者及び決裁者が、実績報告書の内容を十分に確認しないままに、事務処理を行ったことによる。

については、補助金交付に係る書類の審査について改善を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

5 意見

監査の結果、組織及び運営の合理化のため、検討又は改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) 内部統制体制の再構築について（総務部コンプライアンス推進室）

本市では、平成26年3月に市民から信頼される天津市役所の実現を目指すため、天津市内部統制の構築に関する指針を策定し、内部統制の具現化を図ってきたところである。

しかしながら、後期定期監査において、委託契約事務では重要な契約内容を記載すべき仕様書が契約書に添付されていない事案、人材派遣業務の委託料の支払いの際、派遣時間及びそれに応じて算出した派遣料金の確認が行われていない事案、補助金交付事務では交付申請金額と補助事業者の収支予算書中の金額とが整合しない事案、実績報告書に添付する領収書の宛名と補助事業者名とが一致しない事案等が見受けられた。財務会計上は違法又は不当と言えないまでも、これらの不適切な事務処理は、重大なミスにつながるおそれがあり、ひいては、市民の信頼を失うことになりかねないものである。

コンプライアンス推進室は、文書の送付先誤り等リスクの存在を認識しながらもリスク点検シートに反映されていない案件やリスク回避策が整備できていないために事務処理を誤った案件等不適正な事案が相次いで発生している中、事務処理誤りの事例を全職員で共有し、再発防止のための意識向上に取り組むとともに、現行のリスク点検シートの改善及び見直しを進めている。

今後も引き続き、同室が中心となってリスク点検シートの運用が形骸化しないよう整備を行うとともに、内部統制の推進体制の強化を図り、全庁的に内部統制の構築を推進することにより、全ての職員が安心して働くことのできる職場環境を整え、市民に信頼される行政運営に努められたい。

別表

監査執行対象機関名	監査執行年月日
健康保険部 保険年金課（大津市国民健康保険葛川診療所） 保健所衛生課（動物愛護センター） 保健所健康推進課（すこやか相談所、総合保健センター） 保健所子ども発達相談センター	令和2年10月2日 令和2年10月2日 令和2年10月2日 令和2年10月2日
総務部 総務課 人事課（職員支援室） 行政改革推進課 市民税課 資産税課 コンプライアンス推進室 管財課	令和2年11月11日 令和2年11月11日 令和2年11月11日 令和2年11月11日 令和2年11月11日 令和2年11月11日 令和2年11月11日
建設部 地域交通政策課 広域事業課 路政課 道路建設課	令和2年12月17日 令和2年12月17日 令和2年12月17日 令和2年12月17日
都市計画部 市街地整備課 公園緑地課 建築指導課	令和2年12月17日 令和2年12月17日 令和2年12月17日
福祉子ども部 生活福祉課 保育幼稚園課 子ども家庭課（子ども家庭相談室、児童館、子育て総合支援センター） 児童クラブ課（児童クラブ） 福祉政策課	令和3年1月19日 令和3年1月19日 令和3年1月19日 令和3年1月19日 令和3年1月19日
消防局 予防課 通信指令課	令和3年2月4日 令和3年2月4日
環境部 環境政策課 不法投棄対策課 施設整備課 （出先監査）	令和3年2月4日 令和3年2月4日 令和3年2月4日
市民部 真野北支所 瀬田支所 中央支所 長等支所 長等コミュニティセンター 藤尾支所 平野支所 平野コミュニティセンター	令和2年10月16日 令和2年10月16日 令和2年10月22日 令和2年10月22日 令和2年10月22日 令和2年10月26日 令和2年10月26日 令和2年10月26日
福祉子ども部 晴嵐保育園 膳所保育園	令和2年10月22日 令和2年10月26日

教育委員会（教育機関）

真野北公民館

令和2年10月16日

瀬田公民館

令和2年10月16日

中央公民館

令和2年10月22日

藤尾公民館

令和2年10月26日

坂本幼稚園

令和2年10月15日

瀬田北幼稚園

令和2年10月15日

瀬田幼稚園

令和2年10月16日

坂本小学校

令和2年10月15日

瀬田北小学校

令和2年10月15日

伊香立小学校

令和2年10月16日

瀬田小学校

令和2年10月16日

瀬田東小学校

令和2年10月22日

藤尾小学校

令和2年10月26日

仰木中学校

令和2年10月15日

瀬田北中学校

令和2年10月15日

伊香立中学校

令和2年10月16日

消防局

南消防署

令和2年10月22日

東消防署

令和2年10月22日